平成２９年（フ）第１３３号
三重県鈴鹿市上野町51番地
債務者　北川　佳美
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０９号
兵庫県宝塚市清荒神１丁目８番10―102号、前住所兵庫県宝塚市伊子志３丁目15番３号
債務者　Ｈｅａｒｔ　Ｌａｎｄこと　松村　典子（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
兵庫県高砂市米田団地10番106号
債務者　髙橋　照明
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８２号
兵庫県高砂市米田団地10番106号
債務者　髙橋　一女
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５０９号
広島市安佐南区長束３丁目30番27―304号
債務者　加野　武明
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１６号
広島市中区大手町５丁目７番６号
債務者　仲川　功一
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９号
福岡県久留米市中央町16番地33　住宅型有料老人ホーム　エバーガーデン久留米中央町215号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣５丁目14番２―202号
債務者　池尻　敏宏
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１８８号
熊本市東区戸島７丁目26番６―１号
債務者　泉　　髙廣
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９６号
大分市萩原１丁目２番47号（第２南セメントビル606）
債務者　尾花　佑輔
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
宮崎市吉村町西中甲1359番地１　シャーメゾングリンビュウ202号
債務者　日髙　恵未（旧姓岩松・迫田）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
宮崎県日南市西町１丁目１番６号
債務者　山本　　進
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第４４号
石川県加賀市大聖寺地方町11―７―７
債務者　嶋　浩太郎
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３５号
福井県大飯郡高浜町山中第109号11番地１
債務者　村中　　巧
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１６号
長野県上伊那郡飯島町飯島2596番地５、住民票上の住所長野県伊那市美篶9140番地２
債務者　髙橋　明彦
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２５号
長野県伊那市西箕輪6984番地
債務者　白澤　　嘉
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２８号
長野県上伊那郡飯島町飯島1548番地
債務者　酒井　紀子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪473番地２
債務者　唐澤　正博
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長野地方裁判所伊那支部